

# 1 委員名簿

## ① 米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

選 出 区 分	委員氏名
学識経験者	寶意 規嗣
学識経験者	土井 教子
学識経験者	仁科 祐子
学識経験者	◎ 岸本 拓治
学識経験者	廣江 晃
学識経験者	小田 貢
保健・福祉団体を代表する者	○ 名越 光義
保健・福祉団体を代表する者	景山 明英
保健・福祉団体を代表する者	内田 久美子
保健・福祉団体を代表する者	佐藤 美紀子
老人介護サービス事業者を代表する者	長井 陽子
老人介護サービス事業者を代表する者	石田 良太
老人介護サービス事業者を代表する者	西尾 慶子
老人介護サービス事業者を代表する者	錦織 信雄
被保険者・介護者を代表する者	木村 定雄
被保険者・介護者を代表する者	小椋 康史
被保険者・介護者を代表する者	松良 美子
被保険者・介護者を代表する者	安達 庸
被保険者・介護者を代表する者	永原 光二
被保険者・介護者を代表する者	吉野 立
被保険者・介護者を代表する者	渡辺 紀子
被保険者・介護者を代表する者	長谷川 久美子

◎ 委員長    ○ 副委員長    22名 (敬称略)

② 米子市地域包括支援センター運営協議会

選 出 区 分	委員氏名
学識経験者	◎ 田中 康晴
学識経験者	井木 博子
学識経験者	松ヶ野 恵
学識経験者	鶴 理恵子
学識経験者	寶意 規嗣
学識経験者	仁科 祐子
学識経験者	廣江 晃
学識経験者	小田 貢
保健・福祉団体を代表する者	内田 久美子
保健・福祉団体を代表する者	佐藤 美紀子
老人介護サービス事業者を代表する者	長井 陽子
被保険者・介護者を代表する者	小椋 康史
被保険者・介護者を代表する者	松良 美子
被保険者・介護者を代表する者	安達 庸
被保険者・介護者を代表する者	○ 吉野 立

◎ 会長    ○ 副会長    15名（敬称略）

### ③ 米子市地域密着型サービス運営委員会

選 出 区 分	委員氏名
学識経験者	土井 教子
学識経験者	岸本 拓治
保健・福祉団体を代表する者	名越 光義
保健・福祉団体を代表する者	◎ 景山 明英
老人介護サービス事業者を代表する者	石田 良太
老人介護サービス事業者を代表する者	西尾 慶子
老人介護サービス事業者を代表する者	錦織 信雄
被保険者・介護者を代表する者	木村 定雄
被保険者・介護者を代表する者	永原 光二
被保険者・介護者を代表する者	○ 渡辺 紀子
被保険者・介護者を代表する者	長谷川 久美子

◎ 委員長    ○ 副委員長    11名（敬称略）

## 2 委員会等設置要綱

### 米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における高齢者の保健・福祉施策及び介護保険事業の推進を図るため、米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる計画について調査研究し、その結果を計画案として取りまとめるものとする。

(1) [老人保健法](#)（昭和57年法律第80号）[第46条の18](#)第1項及び[老人福祉法](#)（昭和38年法律第133号）[第20条の8](#)第1項の規定により策定する米子市高齢者保健福祉計画

(2)介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により策  
定する米子市介護保険事業計画  
（組織）

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)保健又は福祉に係る団体を代表する者

(3)老人介護サービス事業者を代表する者

(4)前3号に掲げる者のほか、介護保険被保険者及び介護者を代表する者とし  
て市長が適当と認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任  
期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を  
失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠  
けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が  
議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す  
るところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（意見の聴取等）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席さ  
せて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事  
項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

## 米子市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域包括支援センター事業の推進を図るため、米子市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営評価に関すること。
- (3) 地域における多機関ネットワークの形成に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健又は福祉に関係する団体を代表する者
- (3) 老人介護サービス事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険被保険者及び介護者を代表する者として市長が適当と認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。  
(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
(規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月16日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

### 米子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域密着型サービス事業の推進を図るため、米子市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。  
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健又は福祉に関係する団体を代表する者
- (3) 老人介護サービス事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険被保険者及び介護者を代表する者として市長が適当と認めるもの

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

# 施策の体系図

《基本理念》

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心・安全に暮らし続けられるまちづくり  
～米子の包括ケアの実現をめざして～



